

官報

号外

平成十三年十一月八日

○第百五十三回 衆議院會議録 第十四号

平成十三年十一月八日(木曜日)

議事日程 第十号

平成十三年十一月八日

午後一時開議

- 第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十三年十一月八日 衆議院會議録第十四号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外一案

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、地方税法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長御法川英文君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

書

〔本号末尾に掲載〕

〔御法川英文君登壇〕

○御法川英文君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員の給与関係二法律案について申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告どおり給与改定を実施しようとするもので、期末手当等の支給割合の引き下げ、特例一時金の支給等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に合わせて、秘書官に特例一時金の支給を行おうとするものであります。

以上の両案は、十月三十一日本委員会に付託され、十一月一日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、去る六日一括して質疑を行いました。次いで、一般職の職員の給与と法改正案について討論を行い、採決の結果、一般職の職員の給与と法改正案は賛成多数をもって、特別職の職員の給与と法改正案は全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、一般職の職員の給与と法改正案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、証券市場の構造改革に資する観点から、個人住民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象とし、措置の期限を平成十四年十二月三十一日までとするともに、平成十五年一月一日以後に譲渡をする上場株式等についてその譲渡に係る軽減税率の特例及び譲渡損失の繰越控除制度の創設等、所要の措置を講じようとするものであります。

〔賛成者起立〕

一

平成十三年十一月八日 衆議院會議録第十四号

國際機關等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案 平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

二

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
次に、日程第二につき採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 國際機關等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、國際機關等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第五、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長報告を求めます。安全保障委員長玉置一弥君。

國際機關等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔玉置一弥君登壇〕

○玉置一弥君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。
まず、國際機關等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、國際機關等に防衛庁の職員を派遣して従事させることができる業務として、國際連合事務局の平和維持活動局において行つて國際連合の平和維持活動の方針の策定等及び人道的精神に基づいて行われる地雷除去活動の援助の方針の策定等の業務を追加するものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。
本案は、当分の間、各年度の三月一日に在職する防衛庁の職員には、一般職の国家公務員の例に準じて、特例一時金三千七百五十六円を支給しようとするものであります。

両法律案は、去る十月三十日本委員会に付託され、十一月六日中谷防衛庁長官からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。質疑終了後、両案について討論を行いました。順次採決をいたしましたところ、両法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

日程第六 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第六、租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長山口俊一君。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山口俊一君登壇〕

○山口俊一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第一に、株式譲渡益に係る源泉分離課税を平成十四年末をもって廃止し、申告分離課税へ一本化するともに、平成十五年一月以後に譲渡する上場株式等について、申告分離課税の税率の引き下げ、譲渡損失の繰越控除制度の導入を行うことにしております。

第二に、個人が平成十四年末までに新たに購入した上場株式等を平成十七年一月から平成十九年末までの間に譲渡した場合において、その購入額が千万円に達するまでのものに係る譲渡益について、一定の要件のもと、非課税とする措置を講ずることとしております。

その他、既存の百万円特別控除制度の適用を平成十七年末まで延長するとともに、平成十三年九月末以前に取得した上場株式等に係る取得費の特例を創設するなど、所要の措置を講ずることとしております。

本案は、去る二日当委員会に付託され、六日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、本案に対し、中川正春君外一名から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出された後、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 日程第七は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

日程第七 平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文部科学委員長高市早苗君。

月末以前に取得した上場株式等に係る取得費の特例を創設するなど、所要の措置を講ずることとしております。

本案は、去る二日当委員会に付託され、六日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、本案に対し、中川正春君外一名から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出された後、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 日程第七は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

日程第七 平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文部科学委員長高市早苗君。

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(高市早苗君登壇)

○高市早苗君 ただいま議題となりました平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

ワールドカップサッカー大会は、四年に一度、世界各地の予選を勝ち抜いた各国の代表チームが約一カ月間にわたり試合を行いサッカー世界一を決める、国際サッカー連盟主催のサッカー大会であります。

開催を来年の五月に控えた第十七回大会は、史上初の二カ国共同開催となるだけでなく、アジアで初めて行われる大会でもあります。

日本国内では、試合が行われる十都市の会場の整備も順調に進んでいるところであり、世界の各地区においては、地域予選が行われ、出場するチームが次々と決まりつつあります。

本案は、このような中で、本大会の円滑な開催を図る観点から、新たに税制上の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、大会を主催する国際サッカー連盟から同連盟の役員、大会の試合の審判員等に対して支払われる給与等については、所得税を課さないものとすること、

第二に、外国サッカー協会が大会に選手団を派遣することに対して国際サッカー連盟から支払いを受ける対価については、所得税及び法人税を課さないものとすること、

第三に、外国サッカー協会に対しては、大会開催期間を含む事業年度分の道府県民税または市町村民税の均等割を原則として課することができないものとすること、

第四に、外国サッカー協会が大会に選手団を派遣することに対して国際サッカー連盟から支払い

を受ける対価については、事業税を課することができないものとすること、

第五に、外国サッカー協会が大会開催期間を含む事業年度において行う事業のうち大会への選手団の派遣に係る事業については、事業に係る事業税を課することができないものとすること等であります。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。本案は、昨七日の文部科学委員会において全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時十八分散会

出席閣僚大臣
総務大臣 片山虎之助君
財務大臣 塩川正十郎君
文部科学大臣 遠山 敦子君
国務大臣 中谷 元君

○議長の報告
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 小西 理君
補欠 佐田玄一郎君
総務委員
辞任 坂井 隆憲君
補欠 坂本 剛二君
横光 克彦君
植田 至紀君
法務委員
辞任 笹川 堯君
補欠 小此木八郎君
細川 律夫君
瀬古由起子君
財務金融委員
辞任 七条 明君
補欠 伊藤信太郎君
奥谷 通君
砂田 圭佑君
竹本 直一君
江崎洋一郎君
河村たかし君
宮腰 光寛君
前田 雄吉君
伊藤信太郎君
奥谷 通君
農林水産委員
辞任 松野 頼久君
補欠 江崎洋一郎君
砂田 圭佑君
国土交通委員
辞任 菱田 嘉明君
補欠 小西 理君
安全保障委員
辞任 佐田玄一郎君
補欠 菱田 嘉明君
江崎洋一郎君
大島 敦君

大島 敦君 伴野 豊君
伴野 豊君 江崎洋一郎君
総務委員
辞任 浅野 勝人君
補欠 林 幹雄君
野中 広務君
菱田 嘉明君
林 幹雄君
菱田 嘉明君
平井 卓也君
伊藤信太郎君
法務委員
辞任 藤井 裕久君
補欠 高橋 剛君
不破 哲三君
瀬古由起子君
瀬古由起子君
外務委員
辞任 前田 雄吉君
補欠 阿久津幸彦君
牧野 聖修君
金子善次郎君
牧野 聖修君
財務金融委員
辞任 竹本 直一君
補欠 実川 幸夫君
江崎洋一郎君
牧 義夫君
文部科学委員
辞任 杉山 憲夫君
補欠 小此木八郎君
鎌田さゆり君
中村 哲治君
池坊 保子君
白保 台一君
中村 哲治君
小此木八郎君
杉山 憲夫君
鎌田さゆり君
池坊 保子君

厚生労働委員

辞任

補欠

竹下 巨君

岡下 信子君

林 省之介君

松野 博一君

土肥 隆一君

五島 正規君

岡下 信子君

小淵 優子君

小淵 優子君

竹下 巨君

松野 博一君

林 省之介君

五島 正規君

土肥 隆一君

決算行政監視委員

辞任

補欠

手塚 仁雄君

平野 博文君

山口わか子君

保坂 展人君

平野 博文君

手塚 仁雄君

保坂 展人君

山口わか子君

(議案提出)

一、昨七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

(議案送付)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

商法等の一部を改正する法律案

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭君提出携帯電話の電波が人間の脳に与える影響に関する質問に対する答弁書

平成十三年十月十二日提出
質問 第二四号

携帯電話の電波が人間の脳に与える影響に関する質問主意書
提出者 長妻 昭

携帯電話の電波が人間の脳に与える影響に関する質問主意書

総務省は携帯電話から出る電波に関して、脳に悪影響を及ぼさないために規定する電波防護指針(局所吸収指針の比吸収率SAR基準値は二W/kg)を平成十四年六月一日から、電波法無線設備規則の一部改正して、強制規格化し、施行する予定である。

一 局所吸収指針の比吸収率(SAR)基準値二W/kgが、人体への影響がない安全値とした根拠をお示し願いたい。

二 局所吸収指針の比吸収率(SAR)値をどのくらい上げると、人体への影響が出てくるのか。またそれはどのような影響か。

三 局所吸収指針の比吸収率(SAR)基準値は、日本は二W/kgとしていたが、米国では一・六W/kgとより厳しく規定している。研究結果が各国で異なる現在、より厳しい米国基準に日本も合わせるべきと考えるが、いかがか。

四 米国基準に合わせない場合、理由はなぜか。

五 米国基準を視野に入れた検討を開始する予定は全くないのか。

六 局所吸収指針の比吸収率(SAR)基準値二W/kgでは、平成十三年一月現在市販されていた携帯電話七十六種類に関しては、すべて基準値を下回っており、改めての改良は必要ない。しかし、米国並の基準一・六W/kgにすると、この基準値に引っかかる機種が出てくる。日本の基準値を二W/kgにした理由の一つに、現行携帯電話の販売に影響を与えないこと、ということもあるのか。お示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五三第一四号
平成十三年十一月六日

内閣総理大臣臨時代理 福田 康夫
国務大臣 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出携帯電話の電波が人間の脳に与える影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員長妻昭君提出携帯電話の電波が人間の脳に与える影響に関する質問に対する答弁書

一について
電気通信技術審議会は、平成九年四月、それまでの研究結果及び国際非電離放射線防護委員会(以下「ICNIRP」という。)の検討状況等を踏まえ、電波が人体に好ましくない影響を及ぼさないよう、携帯電話端末等の局所比吸収率(以下「局所SAR」という。)の一般環境における基準値を毎キログラム当たり二ワットとすべきである旨の答申を行っている。

また、これまでに我が国を始め世界各国で動物実験等を含む多くの電波の安全性評価に関する研究が実施されており、これらの研究においては毎キログラム当たり二ワットの強さの電波が人体に好ましくない影響を及ぼすとの科学的な証拠は示されていない。

政府としては、これらのことから、局所SARの一般環境における基準値として毎キログラム当たり二ワット(以下「本件基準値」という。)を採用したものである。

なお、本件基準値は、ICNIRPにより平成十年四月に発表された時間変化する電界、磁界及び電磁界へのばく露制限のためのガイドライン(以下「国際ガイドライン」という。)に定められている局所SARの一般環境における基準値(以下「国際ガイドラインの基準値」という。)と同一であり、世界保健機関(以下「WHO」という。)

いう。は、平成十二年六月に「ICNIRPにより作成された国際ガイドラインは、これまでに判明している全ての電波による危険に対して防護できるよう、かなり安全な値になっている」との見解を示している。また、本件基準値と同一の基準値は、欧州委員会に加盟する国を始め多くの国で採用されている。

二について
電波による人体への影響としては、人体が非常に強い電波にばく露された場合に、ばく露された部位に温度上昇が生ずるという熱作用等が知られている。

局所SARがどの程度の数値になると人体に好ましくない影響を及ぼすかについては、電波がばく露された部位により影響が異なるため一概には言えないが、例えば、血流がなく熱拡散が生じにくいため最も熱作用を受けやすいと考えられる器官である眼球について、国際ガイドラインにおいて、局所SARで毎キログラム当たり百三十八ワット相当となる電波を二時間又は三時間ばく露すると白内障が生ずることが報告されている。

三から五までについて
一について述べたとおり、本件基準値は、科学的根拠に基づくものであり、また国際ガイドラインに従ったものであるから、現時点において本件基準値を変更する必要はないものと考えている。また、WHOは、平成十二年六月、国際ガイドラインの基準値を遵守すべきとする旨の勧告を行っている。

なお、我が国としては、今後も電波の安全性評価に関する研究等を継続し、本件基準値の根拠となる科学的データの信頼性向上を図るとともに、WHO及びICNIRPが推進している国際的な基準値の調和に関する活動に積極的に貢献していく所存である。

六について
本件基準値の採用は、平成九年四月の電気通信技術審議会答申を踏まえ、科学的根拠に基づ

くものであり、御質問にあるような「現行携帯電話の販売に影響を与えないこと」について考慮したという事実はない。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成十三年十月十九日
内閣総理大臣 小泉純一郎

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改める。
第十九条の八第二項及び第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。
附則に次の六項を加える。

9 当分の間、民間における賃金との権衡を考慮して講ずる特例措置として、各年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項及び次項第一号において同じ。)において、当該各年度の三月一日(以下この項から附則第十一項までにおいて「基準日」という。)に在職する職員(指定職俸給表の適用を受ける職員、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。以下同じ。)に対し、基準日の属する月の人事院規則で定める日において、特例一時金を支給する。

10 特例一時金の額は、三千七百五十六円とする。ただし、次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める額とする。
一 基準日の属する年度の四月一日から基準日までの期間(次号及び次項において「基準期間」という。)において俸給を支給しないこととされている期間(在職しなかつた期間を含む。以下この項及び次項において「無給期間」という。)がある職員(次号に掲げる者を除く。)(三千七百五十六円を超えない範囲内で無給期間を考慮して人事院規則で定める額)二 基準日において第八条の二又は附則第七項の規定の適用を受ける職員である者(三千七百五十六円(基準期間において無給期間がある者については、前号の規定の例により得られる額)を超えない範囲内で人事院規則で定める額)
11 基準日に「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項の規定により育児休業をしている職員については、同法第五条第二項の規定にかかわらず、特例一時金を支給する。ただし、当該職員で基準期間の全期間が無給期間であるものについては、この限りでない。
12 職員に特例一時金が支給される間、第五条第一項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び特例一時金」と、第二十三条第二項及び第三項中「及び期末特別手当」とあるのは、「期末特別手当及び特例一時金」と、同条第四項中「及び住居手当」とあるのは、「住居手当及び特例一時金」と、同条第五項中「及び期末特別手当」とあるのは、「期末特別手当及び特例一時金」とする。
13 附則第九項から前項までに規定するものほか、特例一時金の支給に必要事項は、人事院規則で定める。

平成十三年十一月八日 衆議院会議録第十四号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

用された職員を除く。以下同じ。)に対し、基準日の属する月の人事院規則で定める日において、特例一時金を支給する。

10 特例一時金の額は、三千七百五十六円とする。ただし、次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める額とする。
一 基準日の属する年度の四月一日から基準日までの期間(次号及び次項において「基準期間」という。)において俸給を支給しないこととされている期間(在職しなかつた期間を含む。以下この項及び次項において「無給期間」という。)がある職員(次号に掲げる者を除く。)(三千七百五十六円を超えない範囲内で無給期間を考慮して人事院規則で定める額)二 基準日において第八条の二又は附則第七項の規定の適用を受ける職員である者(三千七百五十六円(基準期間において無給期間がある者については、前号の規定の例により得られる額)を超えない範囲内で人事院規則で定める額)
11 基準日に「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第三条第一項の規定により育児休業をしている職員については、同法第五条第二項の規定にかかわらず、特例一時金を支給する。ただし、当該職員で基準期間の全期間が無給期間であるものについては、この限りでない。
12 職員に特例一時金が支給される間、第五条第一項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び特例一時金」と、第二十三条第二項及び第三項中「及び期末特別手当」とあるのは、「期末特別手当及び特例一時金」と、同条第四項中「及び住居手当」とあるのは、「住居手当及び特例一時金」と、同条第五項中「及び期末特別手当」とあるのは、「期末特別手当及び特例一時金」とする。
13 附則第九項から前項までに規定するものほか、特例一時金の支給に必要事項は、人事院規則で定める。

14 職員に特例一時金が支給される間、国家公務員災害補償法第四条第二項中「寒冷地手当」とあるのは「特例一時金、寒冷地手当」と、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第一項中「期末特別手当」とあるのは「期末特別手当、特例一時金」と、同条第三項中「及び期末特別手当」とあるのは、「期末特別手当及び特例一時金」と、同法第三条及び第四条第一項中「及び期末特別手当」とあるのは、「期末特別手当及び特例一時金」と、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一項中「及び期末特別手当」とあるのは、「期末特別手当及び特例一時金」と、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)附則第十七項中「新給与法第五条」とあるのは「給与法附則第十二項の規定により読み替えられた給与法第五条」と、「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び特例一時金」と、「新給与法第二十三条」とあるのは「給与法附則第十二項の規定により読み替えられた給与法第二十三条」と、「及び期末特別手当」とあるのは、「期末特別手当及び特例一時金」と、「期末特別手当」とあるのは、「期末特別手当及び特例一時金」と、同法附則第三十四条の次に次の一条を加える。
(特別掛金の特例)
第三十四条の二 当分の間、第百十五條の二第一項、第百三十九條、第百四十條第一項及び第百四十一條第一項中「政令で定める手当」とあるのは「政令で定める手当及び同法附則第五條の二第一項に規定する特例一時金」と、第百四十四條の二第一項に規定する特例一時金」と、第百四十五條の二と、「政令で定める手当」とあるのは「政令で定める手当及び同法附則第五條の二第一項に規定する特例一時金」と、第百四十四條の三第二項の表第百十五條の二第一項

成十三年四月一日から適用する。
(地方自治法の一部改正)
2 地方自治法の一部を次のように改正する。
附則第五條の次に次の一条を加える。
第五條の二 地方公共団体は、当分の間、第二百四條第二項に規定する手当のほか、条例で、同条第一項の職員に対し、特例一時金を手当として支給することができる。
2 第二百四條第三項及び第二百六條の規定は、前項に規定する特例一時金について準用する。
3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第四条第二項の規定は、第一項に規定する特例一時金については、適用しない。
3 (市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
4 当分の間、第一条中「退職手当」とあるのは、「退職手当、特例一時金」とする。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)
4 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。
附則第三十四條の次に次の一条を加える。
(特別掛金の特例)
第三十四條の二 当分の間、第百十五條の二第一項、第百三十九條、第百四十條第一項及び第百四十一條第一項中「政令で定める手当」とあるのは「政令で定める手当及び同法附則第五條の二第一項に規定する特例一時金」と、第百四十四條の二第一項に規定する特例一時金」と、第百四十五條の二と、「政令で定める手当」とあるのは「政令で定める手当及び同法附則第五條の二第一項に規定する特例一時金」と、第百四十四條の三第二項の表第百十五條の二第一項

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、次項の規定による改正後の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定及び附則第三項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の規定は、平成十三年四月一日から適用する。
(地方自治法の一部改正)
2 地方自治法の一部を次のように改正する。
附則第五條の次に次の一条を加える。
第五條の二 地方公共団体は、当分の間、第二百四條第二項に規定する手当のほか、条例で、同条第一項の職員に対し、特例一時金を手当として支給することができる。
2 第二百四條第三項及び第二百六條の規定は、前項に規定する特例一時金について準用する。
3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第四条第二項の規定は、第一項に規定する特例一時金については、適用しない。
3 (市町村立学校職員給与負担法の一部改正)
市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
4 当分の間、第一条中「退職手当」とあるのは、「退職手当、特例一時金」とする。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)
4 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。
附則第三十四條の次に次の一条を加える。
(特別掛金の特例)
第三十四條の二 当分の間、第百十五條の二第一項、第百三十九條、第百四十條第一項及び第百四十一條第一項中「政令で定める手当」とあるのは「政令で定める手当及び同法附則第五條の二第一項に規定する特例一時金」と、第百四十四條の二第一項に規定する特例一時金」と、第百四十五條の二と、「政令で定める手当」とあるのは「政令で定める手当及び同法附則第五條の二第一項に規定する特例一時金」と、第百四十四條の三第二項の表第百十五條の二第一項

平成十三年十一月八日 衆議院會議録第十四号

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六

の項中「第百十五條の二第一項」とあるのは「附則第三十四條の二の規定により読み替えられた第百十五條の二第一項」と、「政令で定める手当」とあるのは「政令で定める手当及び同法附則第五條の二第一項に規定する特例一時金」とする。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

5 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中地方公務員等共済組合法第百四十四條の二十六第二項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第十四條の二の次に次の一條を加える。

(期末手当等の特例)

第十四條の二の二 当分の間、第二條第一項第六号中「政令で定める手当」とあるのは「政令で定める手当及び同法附則第五條の二第一項に規定する特例一時金」と、第百四十二條第二項の表第二條第一項第六号の項及び第百四十四條の三第二項の表第二條第一項第六号の項中「第二條第一項第六号」とあるのは「附則第十四條の二の二の規定により読み替えられた第二條第一項第六号」と、「政令で定める手当」とあるのは「政令で定める手当及び同法附則第五條の二第一項に規定する特例一時金」とする。

第二条中地方公務員等共済組合法附則第二十八條の十三第三項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第三十四條の二を削る。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

6 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二條の次に次の一條を加える。

第二条の二 当分の間、第七條第四項中「政令で定める手当」とあるのは、「政令で定める手当及び同法附則第五條の二第一項に規定する特例一時金」とする。

附則第三條のうち地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則に一條を加える改正規定中公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第七條第四項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

(期末手当等の特例)

第二条の二 当分の間、第七條第四項中「政令で定める手当」とあるのは、「政令で定める手当及び同法附則第五條の二第一項に規定する特例一時金」とする。

附則第三條のうち地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則に一條を加える改正規定中公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第七條第四項の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第二條の二を削る。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する平成十三年八月八日付けの給与改定に関する報告にかんがみ、一般職の国家公務員の期末手当及び期末特別手当の額の改定を行うとともに、当分の間、三月一日に在職している職員について特例一時金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十三年八月八日付けの一般職の職員の給与改定に関する人事院報告を、報告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 期末手当等の改定

(一) 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百五十五(特定幹部職員にあつては百分の百三十五)に引き下げる。

(二) 期末特別手当について、十二月期の支給割合を百分の百五十五に引き下げる。

2 特例一時金の新設

当分の間、民間における賃金との権衡を考慮して講ずる特例措置として、各年度の三月一日(以下「基準日」という)に在職する職員

(指定職俸給表の適用を受ける職員、任期付研究員及び特定任期付職員を除く。)に対し、特例一時金を支給することとし、その支給額は三千七百五十六円(基準日の属する年度の四月一日から基準日までの期間において俸給を支給しないこととされていた期間がある等の職員については、三千七百五十六円を超えない範囲で人事院規則で定める額)とする。ともに、基準日に育児休業をしている職員に對して特例一時金を支給するための措置を講ずること。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用すること。

(二) その他この法律の施行に關し必要な措置を定めること。

二 議案の可決理由

平成十三年八月八日付けの一般職の職員の給与改定に関する人事院報告にかんがみ、一般職の国家公務員の期末手当及び期末特別手当の額の改定等を行うとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年十一月六日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

総務委員長 御法川英文

(別紙)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び人事院は、人事院報告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、報告制度を尊重する基本姿勢を引き続き堅持するとともに、給与報告機能を十分に發揮させ、公務員の適正な処遇を確保するよう努めること。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十三年十月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

5 秘書官には、当分の間、特例一時金を支給する。

6 秘書官に特例一時金が支給される間、第二條及び第七條の三中「勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当、特例一時金」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、当分の間、秘書官について特例一時金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の職員の給与改定にあわせて、秘書官について、当分の間、特例一時金を支給しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用することとしている。

項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第三十五条の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち附則第三十五条の二の第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は同条第二項の規定の適用を受ける同項に規定する長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を控除した残額、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」とする。

7 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第二項前段」とあるのは「前条第十項において準用する同条第一項前段」と、同条第一項前段とあるのは「同条第十項において準用する同条第一項前段」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と、「同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条」とあるのは「同条第十項において準用する同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条の二」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、第二項中「前条第一項前段」とあるのは「前条第十項において準用する同条第一項前段」と、「同条第十項」とあるのは「同条第十項において準用する同条第十項」と、「第六項」とあるのは「第七項において準用する第六項」と、「同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条」とあるのは「同条第十項において準用する同条第九項第三号の規定により読み替えられた第三十四条の二」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、第三項中「第四十五条の二第二項」とあるのは

「第三百七十五条の二第二項」と、「第四十五条の二第三項」とあるのは「第三百七十五条の二第三項」と、第四項中「前条第二項」とあるのは「前条第十項において準用する同条第二項」と、「前項中「前条第九項」とあるのは「前条第十項において準用する同条第九項」と、「附則第三十五条の二第二項」とあるのは「同条第一項」と、「附則第三十五条の二の二第二項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第七項において準用する同条第一項」と、「第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。並びに第三十四条第一項」とあるのは「第三百十三条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。並びに第三百十四条の二第一項」と、「附則第三十五条の二第二項に規定する」とあるのは「附則第三十五条の二第十項において準用する同条第一項に規定する」と、「同条第二項」とあるのは「同条第七項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)
第三十五条の二の三 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(本項の規定により前年において控除されたものを除く)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書(第四項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告

書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第三十五条の二第二項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る附則第三十五条の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第二項から第八項まで及び前条第一項から第五項までの規定の適用については、附則第三十五条の二第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(附則第三十五条の二の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。と、前条第一項及び第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額(次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。と、同条第一項前段」とあるのは「前条第一項前段」とする。

4 第四十五条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者(同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く)が、当該年度の翌年度以

後の年度において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができるときに限り、当該申告書の提出期限後において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の二の三第二項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに第一項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第一項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した」と、「第三百七十五条の二第四項」とあるのは「同条第七項において準用する同条第四項において準用する第三百七十五条の二第四項」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定の適用がある場合における第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項(同法第三十七条の十三第七項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の二の三第四項まで」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の二の三第四項において準用する前条第四項」とする。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
7 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「第四十五条の二第二項」とあるのは「第三百七十五条の二第二項」と、「附則第三十五条の二

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

九

理由

証券市場の構造改革に資する観点から、個人住民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成十四年十二月三十一日までとするとともに、平成十五年一月一日以後に譲渡をする上場株式等について上場株式等の譲渡に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を創設するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、証券市場の構造改革に資する観点から、個人住民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成十四年十二月三十一日までとするとともに、平成十五年一月一日以後に譲渡をする上場株式等について上場株式等の譲渡に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設等所要の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 地方税法に関する事項

(一) 道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、所有期間が一年を超える上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等に係る譲渡所得の金額から百万円(当該譲渡所得の金額が百万円に満たない場合)には、当該譲渡所得の金額)を控除する特例の適用期限を平成十七年十二月三十一日まで延長すること。

(二) 道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十五年一月一日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、道府

県民税百分の一・六、市町村民税百分の三・四の税率により課税すること。

(三) 道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に、所有期間が一年を超える上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、道府県民税百分の一、市町村民税百分の二の税率により課税すること。

(四) 道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等の譲渡に係る譲渡損失の金額(平成十五年一月一日以後の譲渡により生じたものに限り、前年において控除されたものを除く)は、当該納税義務者の株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除すること。

2 地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)に関する事項

道府県民税及び市町村民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成十四年十二月三十一日までとする。

3 その他

(一) その他所要の規定の整備を行うこと。

(二) この法律は、平成十五年一月一日から施行すること。ただし、2については、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近の経済情勢等にかんがみ、証券市場の構造改革に資する観点から、個人住民税について、申告分離課税の見直し及び所有期間が一年を超える上場株式等に係る特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

平成十三年十一月七日

総務委員長 御法川英文
衆議院議長 綿貫 民輔殿

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成十三年十月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案
国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第八号から第十一号までに掲げる業務にあつては、国際連合事務局の内部部局であつて当該業務を所掌するものとして政令で定めるものにおいて行つるものに限る。

第二条第二項に次の四号を加える。

八 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者(以下「紛争当事者」という)間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施さ

れることを旨として、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて実施されるものの方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成
九 人道的精神に基づいて行われる地雷の除去に関する活動(前号に掲げるものを除く)の援助の方針の策定、当該活動が円滑に行われるための基準の設定若しくは計画の作成又は当該活動に対する資金の供与
十 前二号に掲げる業務の遂行に必要な交渉若しくは調整又は調査若しくは研究
十一 前三号に掲げる業務の管理
附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の規定に基づき防衛庁職員を派遣して従事させることができる業務として、国際連合事務局の内部部局であつて政令で定めるものにおいて行つる業務を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際機関等に防衛庁職員を派遣して従事させることができる業務を追加するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国際連合事務局の内部部局であつて政令で定めるものにおいて行つる業務を追加すること。

(一) 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的

な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの武力紛争の当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国及び武力紛争の当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合等に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されることを旨として、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて実施されるものの方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成等

(二) 人道的精神に基づいて行われる地雷の除去に関する活動(一)の活動を除く)の援助の方針の策定、当該活動が円滑に行われるための基準の設定若しくは計画の作成又は当該活動に対する資金の供与等

2 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国際機関等に防衛庁職員を派遣して従事させることができる業務を追加しようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成十三年十一月六日

安全保障委員長 玉置 一弥
衆議院議長 綿貫 民輔殿

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右

国会に提出する。

平成十三年十月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項から第七項までを削り、第八項を第二項とし、第九項を削り、第十項を第三項とし、第十一項から第十五項までを削り、第十六項を第四項とし、同項の次に次の四項を加える。

5 当分の間、各年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)において、当該各年度の三月一日に在職する職員(第六条の規定の適用を受ける職員、特定任期付職員、第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び予備自衛官等を除く。以下同じ。)には、一般職の国家公務員の例により、特例一時金を支給する。

6 職員に特例一時金が支給される間、第二十三条第二項及び第二十四条第一項中「及び期末特例手当」とあるのは、期末特例手当及び特例一時金と、同条第二項中「規定する手当」とあるのは「規定する手当並びに特例一時金」と、第二十七条第二項中「及び国際平和協力手当」とあるのは「国際平和協力手当及び特例一時金」と、第二十七条の四第一項中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特例一時金」とする。

7 前二項に規定するもののほか、特例一時金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

8 職員に特例一時金が支給される間、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百一十二号)第五条第一項中「及び期末特例手当」とあるのは、「期末特例手当及び特例一時金」とする。

附則 附則第十七項を附則第九項とする。

この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

平成十三年十一月八日 衆議院會議録第十四号

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、当分の間、防衛庁の職員に特例一時金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案の改正点は、次のとおりである。

1 当分の間、各年度の三月一日に在職する防衛庁の職員には、一般職の国家公務員の例により、特例一時金三千七百五十六円を支給すること。

2 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律の規定は、平成十三年四月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁の職員の給与が一般職の国家公務員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成十三年十一月六日

安全保障委員長 玉置 一弥

衆議院議長 綿貫 民輔殿

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十三年十月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

租税特別措置法等の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第三十七条の十第一項中「及び第六項」を「第六項、次条、第三十七条の十一の二及び第三十七条の十二の二」に改め、「この条の下に」及び次条を加え、同条第二項中「をいう」第六項をいう。第四項、第六項及び次条」に改め、「第六項の下に」及び次条を加え、「及び第六項を、第六項及び次条」に改め、同条第四項第五号中「証券取引法第二条第十四項に規定する」を削り、同条第六項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年十二月三十一日」に、「上場株式等」を「上場特定株式等」に、「当該上場株式等」を「当該上場特定株式等」に、「長期所有上場株式等」を「長期所有上場特定株式等」に改め、同条第七項中「長期所有上場株式等」を「長期所有上場特定株式等」に改め、同条第九項中「規定する」を「定める」に改め、同条第十項第六号中「同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税額」を「租税特別措置法第三十七条の十第一項の規定による所得税の額」に改める。

第三十七条の十一を次のように改める。
(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)
第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に前条第三項に規定する株式等(証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものに限る。以下この条、次条及び第三十七条の十二の二において「上場株式等」という。)の譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条、次条、第三十七条の十二の二及び第三十七条の十三において同じ。)のうち次に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡(次項の規定の適用を受けるものを除く。)による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、

前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等これらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第七項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の十五に相当する額とする。

一 証券業者又は銀行への売委託により行う上場株式等の譲渡(これに類するもので政令で定めるものを含む。)

二 証券業者に対する上場株式等の譲渡

三 前条第四項各号又は第五項に規定する事由による上場株式等の譲渡として政令で定めるもの

四 上場株式等を発行した法人に対して商法第二百二十条ノ六第一項(同法第二百二十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて行う同法第二百二十条ノ六第一項又は第二百二十一条第六項に規定する端株又は一単元の株式の数に満たざる数の株式の譲渡

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に、上場株式等の譲渡のうち前項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等がその譲渡の日において所有期間が一年を超えるもの(以下この条において「長期所有上場株式等」という。)であるときは、当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定

に該当する譲渡所得を除く。については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項、次項及び第五項において「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に對し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、長期所有上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第七項の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の七に相当する額とする。

3 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書として政令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合において、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の政令で定める書類の提出があつた場合に限る。第二項の規定を適用することができる。

5 第二項の規定の適用を受ける長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

6 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前条第十項の規定の適用について

は、同項第一号中「(特例)」とあるのは、「(特例)(同法第三十七条の十一第一項又は第二項(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、同項第五号中「これらの規定」とあるのは、「同法第七十一条から第八十六条までの規定」と、「あるのは」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「と、同法第八十七条第二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は同条第二項の規定の適用を受ける同項に規定する長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を控除した残額、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」とする。

第三十七条の十一の次に次の一条を加える。
(平成十三年九月三十日以前に取得した上場株式等の取得費の特例)
第三十七条の十一の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年九月三十日以前から引き続き所有していた上場株式等(同年十月一日において上場株式等に該当していたものに限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)を平成十五年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に譲渡した場合における当該上場株式等の譲渡による譲渡所得(第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。)の金額の計算上収入金額から控除する取得費は、所得税法第三十八条、第四十八条及び第六十一条の規定にかかわらず、当該上場株式等の平成十三年十月一日における価額として政令で定める金額の百分の八十に相当する金額とすることができる。

2 前項の規定の適用については、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十三年十月一日以後に次に掲げる事由により取得した上場株式等は、その者が引き続き所有していたものとみなす。

一 贈与、相続(限定承認に係るものを除く。又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。))

二 株式の分割又は併合

三 第三十七条の十第四項第一号に規定する法人の同号の株主等(以下この号において「法人の株主等」という。)のその法人の合併(当該法人の株主等に同項第一号に規定する合併法人の株式(出資を含む。以下この号において「合併法人株式」という。)のみの交付がされたもの(当該法人の株主等に当該合併法人株式及び当該法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされたものを含む。))に限る。))による当該合併法人株式の取得その他これに類するものとして政令で定める事由

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める事由

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十二の次に次の一条を加える。
(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)
第三十七条の十二の二 確定申告書(第五項(次条第七項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第二百二十三条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による申告書を含む。以下この

項及び第三項において同じ。)を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。)を有する場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に、上場株式等の譲渡のうち第三十七条の十一第一号各号に掲げる上場株式等の譲渡(第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定は、同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第一項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限る。適用する。

5 所得税法第二百一十三条第一項(第二号を除

る申告書を提出すべき場合及び同法第二百二十

受けようとするときは、第三期において」と

三三一二月八日 受養院之養育士一四四

6 第一項の規定の適用がある場合における国

7 その年の翌年以後又はその年において第一

是寺川昔臺去寺の一町ニ女二十人共集て女が同

6 前条第三項、第四項及び第六項の規定は、

の適用がある場合における」とあるのは「次条

7 前条第五項の規定は、その年の翌年以後に

山口祐和

第三十七条の十三第八項及び第九項を削り、

第三十七条の十四第一項中「第三十七条の十

1

るものをいう。以下この項において同じ。)でその者が租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第一条ただし書に規定する日から平成十四年十二月三十一日までの間に取得(購入又は払込みによるものに限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)をしたものとして政令で定めるもの(その取得の時に上場株式等に該当していたものに限る。以下この条において「特定上場株式等」という。)の譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含むものとし、証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び第三項において同じ。)のうち次に掲げる特定上場株式等の譲渡をした場合には、その年においてこれらの譲渡をした特定上場株式等のうち、次項に定めるところにより提出した同項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書にこの項の規定の適用を受けるものとして記載されたものでその取得対価の額(購入した特定上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした特定上場株式等についてはその払い込んだ金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計額が千万円(その年の前年又は前々年においてこれらの譲渡をした特定上場株式等につき次項に規定する特定上場株式等非課税適用選択申告書が提出されている場合には、政令で定めるところにより、千万円からこの項の規定の適用を受けるものとして当該特定上場株式等非課税適用選択申告書に記載された特定上場株式等に係る取得対価の額の合計額を控除した残額。次項において「非課税適用購入限度額」という。)に達するまでのものの当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、所得税を課さない。

一 証券業者(第三十七条の十第二項に規定する証券業者をいう。次号において同じ。)又は銀行への売委託により行う特定上場株式等の譲渡(これに類するもので政令で定めるものを含む。)

二 証券業者に対する特定上場株式等の譲渡

三 第三十七条の十第四項各号又は第五項に規定する事由による特定上場株式等の譲渡として政令で定めるもの

四 特定上場株式等を発行した法人に対して商法第二百二十条ノ六第一項同法第二百二十一条第六項において準用する場合を含む。の規定に基づいて行う同法第二百二十条ノ六第一項又は第二百二十一条第六項に規定する端株又は一単元の株式の数に満たざる数の株式の譲渡

2 前項の規定は、その年において同項の譲渡をした特定上場株式等のうち同項の規定の適用を受けようとする特定上場株式等の取得対価の額を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある次に掲げる事項を記載した申告書(以下この項において「特定上場株式等非課税適用選択申告書」という。)を、その者の住所地(国内に住所を有しない者にあつては、政令で定める場所)の所轄税務署長(その年の所得税につき確定申告書を提出すべき場合又は提出する場合に、当該確定申告書に係る所得税の納税地の所轄税務署長)に、その年の翌年一月一日から同年三月十五日までの間、当該確定申告書(確定申告期限のあるものに限る。)を提出すべき場合又は提出する場合に、当該確定申告書の提出をすることができるとされる日から当該確定申告書に係る確定申告期限までの間に提出した場合(当該所轄税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該特定上場株式等非課税適用選択申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)に限り、適用する。

一 提出者の氏名及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所)

二 前項の規定の適用を受ける旨

三 前項の規定の適用を受けようとする特定上場株式等の種類、銘柄及び数

四 前号の特定上場株式等の取得対価の額及びその合計額

五 その年の非課税適用購入限度額

六 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

3 前項の特定上場株式等非課税適用選択申告書は、政令で定める場合を除き、同一年においてした特定上場株式等の譲渡による所得について、重ねて提出することができない。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十五第三項中「第三十七条の十若しくは第三十七条の十二を」第三十七条の十から第三十七条の十三までに改める。

第四十二条の三の二第一項中「第三十七条の十、第三十七条の十二から第三十七条の十四まで」を「第三十七条の十から第三十七条の十四まで」に改める。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

附則第十二條第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

附則第十五條第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

一日を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

(商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律の一部改正)

第三条 商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に關する法律(平成十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法第三十七条の十四の次に一条を加える改正規定

二 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第二条 商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九号。以下「商法等改正法」という。)附則第八條第一項の規定の適用がある場合における第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の十一、第三十七条の十二の二及び第三十七条の十四の二の規定の適用については、同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の同項第四号に掲げる譲渡及び同法第三十七条の十四の二第二項に規定する特定上場株式等の同項第四号に掲げる譲渡には、商法等改正法附則第八條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同項に規定する株式会社(当該上場株式等又は当該特定上場株式等に該当するものに限る。)の商法等改正法第一条の規定による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十条ノ八ノ二第二項の規定の例により行う譲渡を含むものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第六條の規定の適用については、同法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)附則第二條第一項の規定並びに」とする。

(法人税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第三條 法人税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十七條第三項中「(租税特別措置法第三十七條の十三第八項において準用する新所得税法第二百二十三條第一項(新所得税法第六十六條において準用する場合を含む。))の規定による申告書を含む。」を削り、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定の適用については、これらの項の確定申告書には、租税特別措置法第三十七條の十二の二第五項(同法第三十七條の十三第七項において準用する場合を含む。))において準用する新所得税法第二百二十三條第一項(新所得税法第六十六條において準用する場合を含む。))の規定による申告書を含むものとする。

(証券取引法の一部改正)

第四條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七十九條の五十八第二項中「有価証券が」の下に「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)附則第十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の」を加える。

理 由

証券市場の構造改革に資する観点から、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度を平成十四年十二月三十一日をもって廃止するとともに、平成十五年一月一日以後に譲渡をする上場株式等について上場株式等の譲渡に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度を創設し、あわせて、特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例、上場株式等の取得費の特例等の創設等の措置を講ずるほか、所要の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、個人が上場株式等を譲渡する際の課税について、申告分離課税への一本化、税率の引下げ、譲渡損失の繰越控除制度の導入等を図るとともに、一定の上場株式等に係る譲渡益につき非課税とする措置を講ずるほか、所要の整備を行うものとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 申告分離課税の見直し

(一) 申告分離課税への一本化
株式譲渡益に係る源泉分離選択課税を平成十四年十二月三十一日をもって廃止し、申告分離課税へ一本化することとする。

(二) 上場株式等に係る申告分離課税の税率の引下げ
平成十五年一月一日以後に上場株式等を譲渡した場合の税率を、現行の二十パーセントから十五パーセントに引き下げることにする。なお、平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に一年超保有の上場株式等を譲渡した場合の税率は、七パーセントとすることとする。

(三) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設
租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書 平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案

平成十五年一月一日以後に上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれない金額については、翌年以後三年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を認めることとする。

2 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置

個人が、この改正規定の施行の日以後平成十四年十二月三十一日までの間に購入した上場株式等を、平成十七年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの三年間に譲渡した場合において、その購入額の合計額が千万円に達するまでのものに係る譲渡益については、一定の要件の下、非課税とすることとする。

3 その他

(一) 長期(二年以上)超保有上場特定株式等の譲渡所得に係る百万円特別控除の特例について、その適用期限を平成十七年十二月三十一日まで延長することとする。

(二) 平成十五年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に譲渡をした上場株式等で平成十三年九月三十日以前に取得したものの取得費については、選択により、平成十三年十月一日における価額の八十パーセント相当額とすることができることにする。

4 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十五年一月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、個人が上場株式等を譲渡する際の課税について、申告分離課税への一本化、税率の引下げ、譲渡損失の繰越控除制度の導入等を図るとともに、一定の上場株式等に係る譲渡益につき非課税とする措置を講ずるほか、所要の整備を行うものである。

備を行おうとするもので、時宜に適合するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う減収見込額は、千億四程度以上である。

平成十三年十一月六日

財務金融委員長 山口 俊一
衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成十三年十一月七日

提出者

文部科学委員長 高市 早苗

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法(平成十年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一条を加える。

(所得税等の非課税)

第四條 大会を主催する国際サッカー連盟(以下「連盟」という。)から大会参加資格認定証(連盟が大会に参加し又はその運営に携わる者として認めた者に対して発行する証明書をいう。)を交付された者のうち次に掲げる者(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二條第一項第五号に規定する非居住者に限る。)が、大会の運営に必要なる業務に従事することに基因して連盟から支払を受ける給与その他の役務の提供に対する報酬については、所得税を課さない。

一 連盟の役員及び職員並びに連盟に置かれる委員会の委員

平成十三年十一月八日 衆議院會議録第十四号 平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案

二 大会の試合の審判員

三 前二号に掲げるもののほか、大会の運営に
関し必要な業務に従事する者

2 外国サッカー協会(大会に出場する選手団を
編成し派遣する外国のサッカー関係団体をい
う。以下同じ。)が、大会に選手団を派遣するこ
とに対して連盟から支払を受ける対価について
は、所得税及び法人税を課さない。

3 都道府県又は市町村は、外国サッカー協会に
対しては、大会開催期間(平成十四年五月二十
六日から七月二日までの期間をいう。以下同
じ。)を含む事業年度分の道府県民税(道府県民
税たる都民税を含む。)又は市町村民税(市町村
民税たる都民税を含む。)の均等割を課すること
ができない。ただし、外国サッカー協会が大会
開催期間を含む事業年度において大会への選手
団の派遣に係る事業以外の事業を行う場合は、
この限りでない。

4 都道府県は、外国サッカー協会が、大会に選
手団を派遣することに対して連盟から支払を受
ける対価については、事業税を課することがで
きない。

5 指定都市等(地方税法(昭和二十五年法律第二
百二十六号)第七百一条の三十一第一項第一号
に規定する指定都市等をいい、東京都を含む。)
は、外国サッカー協会が大会開催期間を含む事
業年度において行う事業のうち大会への選手団
の派遣に係る事業については、事業に係る事業
所税(同法第七百一条の三十二第一項に規定す
る事業に係る事業所税をいう。)を課することが
できない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成十四年に開催されるワールドカップサッ
カー大会の円滑な準備及び運営に資するため、大
会の運営に関し必要な業務に従事することに基

して国際サッカー連盟から支払を受ける給与等に
ついての所得税の非課税等の措置を講ずる必要が
ある。これが、この法律案を提出する理由であ
る。

衆議院會議録第十号中正誤

ページ 段 行 誤

三 一 二 十分の

六 四 末 三 人物

正

十分な

人的

発行所
東京一〇五
番四番区虎ノ門二丁目
財務省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定 価
本号一
部
送料
別
一〇〇
五
円
別